

# TMI 総合法律事務所

## 中国最新法令情報

- 2024年3月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

### — 目次 —

#### I. 最新法令情報（2024年2月中旬～2024年3月中旬）

- 国家秘密保護法（2024年改正）
- 消費者権益保護法実施条例

#### II. 今月の中国関連ブログ記事

- AI が生成するウルトラマン画像の著作権侵害について生成 AI サービス提供事業者の責任を認めた中国の裁判例
- 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-3 コンピュータソフト・AI 関連発明審査基準
- 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-4 不正出願対策
- データの越境流動の促進と規範規定について

#### III. 中国法務の現場より

「中国商標ブローカーに対する商標権侵害等を理由とした訴訟について」

#### IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まれるものではありません。

- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

## I. 最新法令情報（2024年2月中旬～2024年3月中旬）

### ◆ 国家秘密保護法（2024年改正）<sup>1</sup>

全国人民代表大会常務委員会 2024年2月27日公布、2024年5月1日施行

#### 1. はじめに

国家秘密の取り扱いや秘密保護業務は、中国の国家安全や公共利益等に密接関連するものとして、中国政府の重要な業務である。国家秘密保護法は、中国の秘密保護分野における基本的かつ包括的な法律であり、1988年に制定され、2010年に改正された同法は、国家の安全と利益を守る上で重要な役割を果たしてきた。

近年、国際情勢と国内情勢が大きく変化しており、米中の対立で貿易摩擦から技術覇権争いに発展し、科学技術のイノベーションと発展が重要視されている中、国家安全保障戦略と国家秘密保護業務は新たな問題と課題に直面している。このような背景の下、2023年4月に反スパイ法<sup>2</sup>が改正され、同年7月1日より施行されており、今回は国家秘密保護法（以下「改正国家秘密保護法」という。）も14年ぶりに再び改正されることになった。

国家秘密保護法の改正は、健全な国家安全保障体制における国家秘密保護制度の建設を強化し、国家安全の全体理念を堅持し、発展と安全の理念を融合し、国家秘密管理の法治化を推し進める上で重要な意義を持つものといえる。

上記を踏まえて、改正国家秘密保護法における主な改正ポイントを以下のとおり整理する。

#### 2. 要点とコメント

##### (1) 共産党による秘密保護業務への指導の強調

改正国家秘密保護法では、反スパイ法第2条の改正内容を踏襲し、秘密保護業務に対する中国共産党の指導を堅持することを新たに規定し、習近平国家主席の提唱する「総体国家安全観」を堅持することが明記された。原則から国家秘密保護業務に対する共産党と関連部門の権限を強調する政策・方針が示されていると思われる。

##### (2) 国家秘密の指定方法の明確化及び秘密解除制度の改善

現行の国家秘密保護法<sup>3</sup>上、国家秘密及びその秘密レベルについては秘密保護行政管理部門及びその他の関連機関により定めるとの規定があるが、具体的な国家秘密の範囲の指定方法は明確にされていない。改正国家秘密保護法では、秘密保持事項の範囲の確定について必要性・合理性の原則に従い、科学的論証・評価を順守し、状況の変化に応じ変更しなければならないという原則が確立された<sup>4</sup>。

秘密解除制度については、国家機密の監査が定期監査から年次監査に改正され<sup>5</sup>、年次監査によっ

<sup>1</sup> 「保守国家秘密法（2024年修订）」

<sup>2</sup> 「反间谍法」

<sup>3</sup> 「保守国家秘密法（2010年修订）」

<sup>4</sup> 改正国家秘密保護法第15条

<sup>5</sup> 改正国家秘密保護法第24条1項

て定期的に国家秘密が解除されることは期待できるが、これに対して、秘密解除監査の責任を果たさなかったことにより重大な結果が生じた場合の法的責任が明確化され<sup>6</sup>、機密解除された機関・単位の機密解除監査の主な責任がさらに強化された。

### (3) ネットワーク情報、ネットワーク運営者の秘密保持管理の強化

重要なポイントは以下のとおりである。

- ネットワーク情報の作成、複製、発信、伝播の場合は、いずれも国家秘密保持規定を遵守しなければならないことが明確化された<sup>7</sup>。
- ネットワーク運営者に対して、そのユーザーが発信する情報の管理を強化するとともに、監査機関、秘密保護行政管理機関、公安機関、国家安全機関等の行政部門による調査に協力することが義務付けられた<sup>8</sup>。
- ネットワーク運営者は、インターネット及びその他の公共情報ネットワークを利用して発信した情報が国家秘密の漏えいに該当することを発見した場合に、当該情報の転送の即時停止、関連記録の保存等の処置を行い、主管当局に報告しなければならないが、当局の要求に基づき国家秘密の漏えいに該当する情報を削除し、関連設備に対する技術処理等を行うことも求められている<sup>9</sup>。
- データセキュリティ法<sup>10</sup>上、データの取扱活動が国家秘密に関連する場合は、国家秘密保護法等の法令が適用されることが定められており<sup>11</sup>、改正国家秘密保護法では、データセキュリティ法との協同連携を強化し、国家秘密該当データ（集中、関連付けが行われた後に国家秘密に該当するデータを含む。）のセキュリティ管理の原則が新たに確立された<sup>12</sup>。

### (4) 技術に関する秘密保護

現在、科学技術革命が加速し、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、生成 AI、人工知能等の新技術が次々と登場しており、秘密保持が必要となる科学技術への保護要求が高まっている。そのため、今回の改正国家秘密保護法では、秘密保持が必要となる科学技術の革新と技術保護が重視され、以下の新たな規定が設けられた。

- 一般原則として、国は秘密保持が必要となる科学技術の研究と応用を奨励・支援し、自主的なイノベーション能力を向上させ、秘密分野における知的財産権を法によって保護することが明確にされた<sup>13</sup>。
- 秘密保持が必要となる科学技術を含む国家秘密の保護措置について、秘密情報システムの計画、建設、運用、維持の全過程において国家の秘密保持規定と基準を遵守することが明確にされ、秘密情報システムの定期的なリスクアセスメントも求められた<sup>14</sup>。また、各機関、組織に対しても、情報システムと設備の秘密保持管理を強化し、秘密保持自己監督施設を建設し、セキュリティリスクを適時に発見し、処理することが義務付けられている<sup>15</sup>。
- 国家秘密の保護に使用されるセキュリティ秘密保護製品と秘密保護技術設備については、国家秘密保護基準に適合することが明確にされ、これらの製品又は設備に対して抜き取り検査

<sup>6</sup> 改正国家秘密保護法第 58 条 3 項

<sup>7</sup> 改正国家秘密保護法第 33 条

<sup>8</sup> 改正国家秘密保護法第 34 条

<sup>9</sup> 改正国家秘密保護法第 34 条

<sup>10</sup> 「数据安全法」

<sup>11</sup> サイバーセキュリティ法第 53 条第 1 項

<sup>12</sup> 改正国家秘密保護法第 36 条 2 項、3 項

<sup>13</sup> 改正国家秘密保護法第 10 条

<sup>14</sup> 改正国家秘密保護法第 30 条 2 項

<sup>15</sup> 改正国家秘密保護法第 31 条

と再検査制度も設けられている<sup>16</sup>。

## (5) 国家秘密の海外への流出防止

国家秘密の海外への流出防止を強化する観点から、改正国家秘密保護法では、中国国外の組織又は中国国外の組織が中国内に設立した組織に対して国家秘密を提供する場合、もしくは、業務上の必要性から任命又は雇用した中国国外の人員に国家秘密を知らせる場合は関連規定に基づき行うことが求められている<sup>17</sup>。また、国家秘密に関わった職員について、離任・離職後も「秘密離脱期間」管理を実施し、期間内の就業・出国が制限され、同期間終了後も秘密保持義務が継続的に課されている<sup>18</sup>。

## ◆ 消費者権益保護法実施条例<sup>19</sup>

国務院 2024年3月15日公布、2024年7月1日施行

### 1. はじめに

消費者権益保護は大衆の衣食住及び最も身近な利益に関わるものであり、消費者権益保護法<sup>20</sup>は、1993年より施行されており、2009年及び2013年の改正を経た上、事業者の経営活動を規制し、消費者の正当な権益を保護する上で重要な役割を果たしている。

一方で、近年中国経済の発展に伴い、プラットフォーム経済等の新モデル、新業態が現れ、伝統的な消費分野及びプラットフォーム経済等の革新的な分野において新たな問題が生じている。例えば、不公平な定型約款、前払式支払手段による消費者権利侵害、ビッグデータを活用した常連客いじめ（中国語：「大数据杀熟」）、不適合なライブマーケティング、消費者個人情報の過剰な収集といった問題が頻発し、広く懸念と議論を呼んでいる。

このような背景で、中国における消費者の権益を保護する法制度を改善し、事業者の経営活動をさらに規制し、指導することによって消費者の正当な権益の保護を強化するため、消費者権益保護法実施条例（以下「**本条例**」という。）が公布され、2024年7月1日より施行されることとなった。

本条例は、主に消費者権益保護法に定める消費者の人身・財産安全の保障、欠陥製品の処理、虚偽宣伝の禁止、明確な価格表示、定型約款の使用、品質保証責任の遂行、消費者個人情報の保護等の義務を細分化して規定している。

上記を踏まえて、以下では本条例において特に重要と考えられる条項について解説する。

## 2. 要点とコメント

### (1) 商品無償提供の場合の事業者責任の明確化

消費者権益保護法上、事業者に対して、正常に商品を使用し又はサービスの提供を受ける状況下において提供される商品又はサービスが備えるべき品質、性能、用途又は有効期限を保証することが

<sup>16</sup> 改正国家秘密保護法第32条

<sup>17</sup> 改正国家秘密保護法第37条

<sup>18</sup> 改正国家秘密保護法第46条

<sup>19</sup> 「消費者権益保護法実施条例」

<sup>20</sup> 「消費者権益保護法」

義務付けられているが<sup>21</sup>、景品、試用品又は無料サービスを提供している事業者が当該製品又はサービスの品質について責任を負わず、紛争が生じる事例が多く存在している。

これに対して、本条例では、事業者は、奨励品、贈答品、試用品等の形で消費者に商品又はサービスを無償で提供する場合でも、その商品又はサービスが人身・財産の安全を守るための要件に適合していることを保証し、無償で提供された商品又はサービスに欠陥があるが、法律の強行規定に違反せず、かつ、その性能の通常使用に影響を与えないものである場合は、事業者は、消費者に対して商品又はサービスを提供する前にその旨を通知しなければならないとされており<sup>22</sup>、商品又はサービスを無償で提供する場合の事業者の品質保証責任を明確化した。

## (2) 消費者の欠陥製品のリコールに対する提案権

消費者権益保護法及び消費品リコール管理暫定規定<sup>23</sup>では、事業者がその提供する商品又はサービスに欠陥が存在し、人身・財産の安全に危害を及ぼす可能性があることを発見した場合、もしくは、関係行政部門が当該欠陥を発見した場合は、欠陥製品のリコールを行う必要があるとされている<sup>24</sup>。本条例では、当該義務を規定するとともに、消費者が事業者の提供する商品又はサービスに欠陥が存在し、人身・財産の安全に危害を及ぼす可能性があると判断した場合に事業者又は関係行政部門に対してその旨を通知し、提案を出す権利を設けた。このように消費者に自力救済措置を与えることによって、より大きな範囲で消費者に危害を及ぼす潜在的なリスクを排除し、消費者の利益をよりよく保護することができると考えられる。

## (3) 差別型マーケティングにおける消費者の知る権利の保障

事業者は商業活動において自主経営権を有し<sup>25</sup>、市場競争が充分である分野の事業者が自主価格設定権も有する<sup>26</sup>。ただし、一部の事業者は割引キャンペーン等を実施し、様々な複雑なマーケティングルールや価格設定方法を設置し、その結果、同じ商品を同時に購入した消費者の実際の取引価格が異なり、消費者の公正取引権を侵害しながらも、事業者は通常のマーケティング慣行を理由に責任を回避することが少なからず存在している。これに対して、本条例では、同等な取引条件下で異なる価格や料金項目を設定するマーケティング活動は、消費者の知る権利を保護しなければならず、かかるマーケティング活動は消費者が十分な情報を得る前提で行わなければならないことが定められた<sup>27</sup>。

また、インターネット情報サービスアルゴリズム推薦管理規定<sup>28</sup>では、アルゴリズム推奨サービス提供者が消費者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合、公正な取引に対する消費者の権利を保護し、消費者の嗜好、取引習慣その他の特性に基づき取引価格その他の取引条件において不当な差別的取扱いを行うなどの違法行為を実施するためにアルゴリズムを使用してはならないことが規定されており<sup>29</sup>、ビッグデータを活用した常連客いじめ（例えば、旅行アプリが同じ品質のホテル

<sup>21</sup> 消費者権益保護法第23条1項

<sup>22</sup> 本条例第7条2項

<sup>23</sup> 「消費品召回管理暫行規定」

<sup>24</sup> 消費者権益保護法第19条、第33条2項、消費品リコール管理暫定規定第3条、第4条

<sup>25</sup> 経営環境最適化条例第11条

<sup>26</sup> 価格法第3条2項、第6条

<sup>27</sup> 本条例第9条2項

<sup>28</sup> 「互联网信息服务算法推荐管理规定」

<sup>29</sup> インターネット情報サービスアルゴリズム推薦管理規定第21条

ルでも消費者グループによって異なる価格を表示する。)を規制している。上記の消費者の知る権利の保障規定は改めて価格差別の禁止を明確にしたものであるといえる。

#### (4) サービス自動更新の場合の事前通知

事業者は、自動更新等の形でサービスを提供する場合に、消費者が当該サービスの提供を受ける前及び自動更新、次期の料金の自動的な徴収を行う前に、目立つ方法で消費者の注意を喚起することが求められている<sup>30</sup>。そういう意味では、自動更新でサービスを提供する事業者は、消費者に事前に通知するだけでなく、消費者が十分な情報に基づいて自らサービスを選択できるよう、目立つ方法で消費者の注意を喚起しなければならない。どのような方法が消費者の注意を喚起できるものとみなされるかについて明確な規定はないが、事業者としては消費者が自動更新付きのサービスであることを理解し、その利用を選択した明確な意思表示の記録を取る必要があると考えられる。

#### (5) 消費者の自主選択権への保護

本条例第 11 条において、消費者の自主選択権への保護を強化し、以下の行為を禁止し、又は制限している。

- 事業者は、暴力、脅迫、人身の自由の制限等の方法又は技術手段の使用によって、消費者による消費の購入又はサービスの受け入れを強制し、又は形を変えて強制してはならず、若しくは、消費者による他の事業者の提供する商品又はサービスの選択を排除、制限してはならない。
- 電子商取引法<sup>31</sup>第 19 条を踏襲し、事業者に対して、抱き合わせ販売、組み合わせ等の方法で商品又はサービスを提供するにあたっては、目立つ方式で消費者に注意させることが義務付けられている。

#### (6) 事業者情報の開示義務

消費者権益保護法第 21 条、電子商取引法第 15 条及びインターネット取引監督管理弁法<sup>32</sup>第 20 条では、いずれも事業者に対してその真実の名称と標識を明示することを要求し、消費者が事業者の情報を把握し、権利保護のコストを削減できるように事業者情報の開示義務を明確にしている。

本条例第 13 条 2 項、3 項においては、上記に加えてインターネット、テレビ、電話、郵送等の方法又は説明会、抽選、集中体験等の方法で消費者に商品やサービスを提供する場合にも事業者情報の開示を求めており、当局がオンライン・マーケティング、テレマーケティング、エクスペリエンス・ショップなどのチャネルを通じた購買・販売行為を重視していることを反映している。

#### (7) ライブ配信マーケティングプラットフォーム運営者の義務

ライブ配信・マーケティングにおける消費者の権利保護の問題が注目されており、本条例第 14 条において、以下のライブ配信マーケティングプラットフォーム運営者の義務が定められている。

- ライブ配信マーケティングプラットフォーム運営者は、消費者権益保護制度を構築、完備し、消費者紛争解決メカニズムを明確にしなければならない。
- 消費者紛争が発生した場合、ライブ配信マーケティングプラットフォーム運営者は、消費者の要求に応じて、ライブ配信ルームの運営者、ライブ配信ルームのマーケティングの関連情報だけでなく、ライブ配信・マーケティングの事業活動の関連記録やその他の必要な情報を提供

<sup>30</sup> 本条例第 10 条 1 項

<sup>31</sup> 「電子商法」

<sup>32</sup> 「ネットワーク取引監督管理弁法」

しなければならない。

本条によって、消費者が自己の権利が侵害されたと主張する場合は、ライブ配信プラットフォームの運営者が、個人情報保護や商業秘密保持を理由に、ライブ配信ルームやライブ配信者に関する関連情報を消費者に提供することを拒否できず、ライブ配信プラットフォームの運営者の不作為の違法コストを増加させ、消費者が自己の権利を保護する経路を円滑にすることができると考えられる。

#### (8) 定型約款の利用に関する制限

本条例第17条においては、消費者権益保護法第26条及び契約行政監督管理弁法<sup>33</sup>第6条～第8条に基づき、定型約款を利用して不合理に事業者の責任を軽減又は免除し、消費者の責任を加重し、若しくは消費者による契約の変更、解除の権利を制限してならないことが定められている。これに加えて、定型約款を利用して消費者が消費者紛争を解決するために訴訟又は仲裁を選択する権利を制限してはならないことも明確にされている。

この点について、事業者が利用規約等の定型約款において消費者との紛争について管轄裁判所又は仲裁機関を定めているものの、消費者に十分に説明せず、合意を得ていない場合は、当該紛争解決方法に関する取り決めは消費者の権利を不合理に制限し、無効となる可能性がある。その場合は、紛争解決のために、民事訴訟法<sup>34</sup>上の法定管轄の規定に基づき裁判所に提訴するか、消費者との間で紛争解決方法を別途合意する必要がある。

#### (9) 無条件返品の不適用への制限

現行法上、無条件返品が適用されない対象は、消費者権益保護法第25条1項及びインターネット購入商品7日間無条件返品暫定弁法<sup>35</sup>第7条に定める事由に限定されており、これらの事由に該当しない場合は、消費者が無条件で購入した商品を返品することができる。

そのため、本条例では、事業者は、インターネット、テレビ、電話、郵送等の方法で商品を販売する場合に、無断で無条件返品に適用しない対象の範囲を拡大してはならないという原則が確立されており、事業者は、目立つ方法で無条件返品に適用しない商品を表示し、消費者に対して購入時にその旨を確認するよう促さなければならない<sup>36</sup>。

また、消費者は、検査のために商品の包装を開封する必要がある、又は商品の元の品質、機能及び外観に影響を与えることなく、商品の品質と機能を確認するために合理的な調整を行った場合は、事業者が返品を受け入れなければならないとされている<sup>37</sup>。司法解釈上、消費者が検査の必要に基づき商品を開封して検査し、商品の完全性に影響を及ぼさない場合は、事業者は商品が開封されたことを理由に無条件返品の不適用を主張することも認められないとされており<sup>38</sup>、これと整合性が取られている。

<sup>33</sup> 「合同行政監督管理弁法」

<sup>34</sup> 「民事訴訟法」

<sup>35</sup> 「ネットワーク购买商品七日无理由退货暂行办法」

<sup>36</sup> 本条例第19条2項

<sup>37</sup> 本条例第19条3項

<sup>38</sup> オンライン消費紛争事件に係る法律適用の若干問題に関する規定(一)第3条

## (10) 前払式により商品又はサービスを提供する事業者の義務

去年から多くのフィットネスクラブ（例えば、「一兆韋徳」、「舒適堡」、「銀吉姆」など）に債務超過、営業停止、閉店等の経営悪化が生じ、プリペイドカードの返金、消費者契約への違反、消費者権利の侵害等の問題は消費者の権利を保護するための重要かつ困難な課題となっている。これに対して、本条例では、前払式により商品又はサービスを提供する事業者に対して以下の義務を課している<sup>39</sup>。

- 事業者は、前払式により商品又はサービスを提供する場合に、消費者との間に書面による契約を締結し、商品又はサービスの具体的な内容、対価又は費用、前払式支払手段の払戻し、違約責任を約定しなければならない。
- 事業者が前払金を受け取った後、消費者との取り決めに基づき商品又はサービスを提供し、商品又はサービスの品質を下げたり、価格を恣意的に引き上げたりしてはならない。
- 事業者において重大な事業リスクが生じ、契約又は取引習慣に従った商品又はサービスの通常の提供に影響を及ぼす可能性のある場合、前払金の徴収を停止しなければならない。
- 事業者は、営業停止又は営業場所の移転を決定する場合、30 日前までに事業所、ホームページ、オンラインショップのホームページ等の見やすい場所に事業者の有効な連絡先を公表しなければならない。

## (11) 消費者個人情報の保護

近年、中国政府は、データ安全、個人情報保護を強調し、個人情報保護法、民法典、消費者権益保護法をはじめとして多くの法令では、個人情報が法によって保護されている個人（消費者）の権利であることを明確にしている。このような背景下で、本条例では、事業者に対して、消費者の個人情報を過剰に収集してはならず、包括的な授権、黙示による授権を利用して経営活動に直接関係しない個人情報の収集、使用への消費者の同意を強制し、又は形を変えて強制してはならないことが義務付けられている<sup>40</sup>。

また、テレマーケティングが各業界における一つの重要なマーケティング手段となっているが、テレマーケティング業務の発展に伴い個人情報の不正利用や漏えいなどの問題が発生している。そのため、個人情報保護の観点から、本条例では、消費者の事前同意がない限り、事業者が消費者に対してビジネス情報を配信し、又は、営業電話をかけることは禁止されている<sup>41</sup>。

## (12) 消費者による懲罰的損害賠償請求に関する取扱いの改善

消費者権益保護法第 55 条では、事業者が商品又はサービスを提供するにあたって詐欺行為があった場合は、事業者は消費者の要求に従い、その被った損害の賠償を上乗せしなければならないと、上乗せ金額は消費者が購入した商品代金又は提供を受けたサービスの費用の 3 倍とされている。社会ではこの規定を利用して利益を得ようとするプロのクレーマーが出現し、事業者の正常な事業活動に重大な支障をもたらすだけでなく、行政法執行機関や司法機関の不必要な仕事量を増大させるという弊害が生じている。

これに対して、本条例では、商品又はサービスのラベル、説明書、販促用資料等において商品又はサービスの品質に影響を与えず、消費者に誤解を招かない欠陥が存在した場合は商品又はサービスを提供するにあたっての詐欺行為に該当せず、消費者権益保護法第 55 条に基づき懲罰的損害賠償

<sup>39</sup> 本条例第 22 条

<sup>40</sup> 本条例第 23 条 1 項

<sup>41</sup> 本条例第 24 条

を請求することは認められないとされており<sup>42</sup>、このようなクレーマーによる懲罰的損害賠償請求権の濫用を抑制することが期待される。

執筆担当：邢沂晨

---

<sup>42</sup> 本条例第49条

## II. 今月の中国関連ブログ記事

2024年3月にTMI 総合法律事務所ウェブサイト上でブログ掲載した、中国関連の記事をご紹介します。タイトルをクリックしていただきますと、ブラウザにて該当記事を読むことができますので、本ニュースレターと合わせて、ご参考にしていただけますと幸いです。

<b>AI が生成するウルトラマン画像の著作権侵害について生成 AI サービス提供事業者の責任を認めた中国の裁判例</b>	
掲載日	2024年3月4日
概要	AI が生成するウルトラマン画像の著作権侵害について生成 AI サービス提供事業者の責任を認めた中国の裁判例を解説しています。
<b>実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-3 コンピュータソフト・AI 関連発明審査基準</b>	
掲載日	2024年3月5日
概要	2023年12月21日に公表された実施細則・審査基準改正条文について解説しています。
<b>実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-4 不正出願対策</b>	
掲載日	2024年3月7日
概要	2023年12月21日に公表された実施細則・審査基準改正条文について解説しています。
<b>データの越境流動の促進と規範規定について</b>	
掲載日	2024年3月26日
概要	データの越境流動の促進と規範規定について解説しています。

### III. 中国法務の現場より

#### ◆ 中国商標ブローカーに対する商標権侵害等を理由とした訴訟について

2024年3月に、愛知県名古屋市に所在する美容機器、マッサージ機器等メーカーである株式会社MTG（以下「MTG」といいます。）を原告、寧波奇オホールディングス有限公司（寧波奇オ控股有限公司）を中心とした奇オグループ各社（以下「奇オグループ」といいます。）を被告として、被告が「ReFa」、「黎珐」に係る商標を多数冒認出願したことに対する差し止め請求、損害賠償請求等をした訴訟において、中国浙江省寧波市の裁判所がMTGの請求を認めた旨の報道がされました<sup>43 44 45</sup>。判決自体は2023年12月28日付けて下されていますが、今般上訴期間が経過したことによって判決が確定したということです。

原告による請求は、奇オグループに属するメーカーによる模倣品の製造、販売、宣伝にあたって「ReFa」、「黎珐」を使用する行為がMTGの有する商標権を侵害すること、奇オグループが繰り返し、多数の「ReFa」、「黎珐」の商標を出願し、登録した行為が不正競争行為に該当すること、を理由として、①模倣品の製造、販売、宣伝にあたって「ReFa」、「黎珐」を使用する行為の停止、②奇オグループによる冒認出願行為の停止（「ReFa」、「黎珐」と同一、類似の商標の出願登録の停止、既に実施した出願、登録の撤回、取消）、③330万円の損害賠償請求、④「中国知的財産権報」を含むメディアにおける30日間の声明掲載の大きく4つで構成されていましたが、裁判所はこのうちの①、②、そして65万円の限度で③の請求を認めています。

中でも、上記②の請求に含まれる、同一、類似商標の登録取消、出願の撤回も認められたという点は非常に注目される点として指摘されています。すなわち、上記請求の根拠となっている反不正競争法においては、不正競争行為がされたことに対して民事上の責任を負うと定められており、民法典法上民事責任の負い方として、侵害行為の停止、妨害の排除、危険の除去、損害賠償等がかかげられているものの、既に登録された商標の取消権や出願の撤回要求権といった権利は正面からは定められていません<sup>46</sup>。

本件ではMTGが自ら「ReFa」、「黎珐」を使用しており、高い知名度を有していること、被告における侵害行為の故意・規模・情状の悪質性、MTGが奇オグループの23の商標に対して異議申し立て、無効宣告の申し立てをしていること等も踏まえ、上記のような結論が導かれたものと思われますが、他方で法的根拠もやや明確でないこともあり、今後同種の事案において同じような請求が認められるかは一概にはいえないように思われます。

報道によれば、奇オグループにおいては、MTGに先行して「ReFa」、「黎珐」の商標を出願、登録のうえ、これをMTGに5000万円で買い取るよう求めたという訴訟前の経過があったようですが、このように正当な権利者に先立って商標ブローカーが冒認出願をし、正当な権利者に対して高額で売りつけるというのは中国において非常によく見られる事象といえます。過去の著名な冒認出願事例としては、アップル社の「iPad」の例が挙げられ、遡ること米国アップル社のタブレット端末

<sup>43</sup> 2024年3月23日付け日経新聞「中国「商標ブローカー」にMTG勝訴 現地判決で無効認定」、2024年3月25日付け日経新聞「中国の不正商標に勝訴 MTG、模倣ビジネス対策に光明」

<sup>44</sup> なお、判決文は「中国裁判文書ネット」（中国裁判文书網）においても公開されています。判決自体は2023年12月28日付けて下されています。

<sup>45</sup> なお、MTGの公式ウェブサイトにおいても、本件に関するリリースがされています。

<sup>46</sup> 反不正競争法（反不正当竞争法）第17条、民法典第179条第1項

「iPad」の商標を中国の無関係の企業に取得されたところ、アップル社が中国国内で iPad を付した製品を販売する行為が商標権を侵害するものとして訴訟提起され、結果としてアップル社が 6000 万ドルを支払い、和解に応じたという事件があります。近時でも、米大リーガーの大谷翔平選手の名前が中国国内で大谷選手や所属球団と無関係の第三者により商標出願されていることが話題になりました。

このように中国においては、日本とは比べられないほどのスピード感と規模で冒認出願がなされており、このような正当な使用を目的としない悪意による商標出願、登録、そしてこれによる正当な権利者による商標使用を阻害することに対して厳しく対峙するという政府、当局の姿勢は、商標法の改正、商標審査基準<sup>47</sup>の改正、そのほか、国家知的財産権局による通知<sup>48</sup>等を通じて明確にされていますが<sup>49</sup>、抜本的な解決には至っていないのが現状です。悪質な冒認出願対策も念頭においた商標法の改正草案が 2023 年 1 月に公表されましたが、法改正がされるまでには未だ一定の時間がかかることが見込まれています<sup>50</sup>。

このように冒認出願とは、古くて新しい問題ではありますが、このような冒認出願への最も有効な対策は、やはり早期に中国国内で商標の出願、登録をすることであり、このことは今後の立法によっても変わることはないのではないかと思います。中国でのビジネス展開に関して、もしもその予定、構想があるのであれば、その時点で中国での商標出願をすることをお勧め致します。

弊所においては、中国での商標出願を含む各種手続のサポートにつき豊富な経験を有しておりますので、お気軽にご相談ください。

執筆担当：包城偉豊

<sup>47</sup> 例えば「商標審査審理ガイドライン」（商標審査審理指南）、「引き続き商標の悪意登録行為の厳格な取り締まりに関する通知」（关于持续严厉打击商标恶意注册行为的通知）

<sup>48</sup> 「引き続き商標の悪意登録行為の厳格な取り締まりに関する通知」（关于持续严厉打击商标恶意注册行为的通知）

<sup>49</sup> 2023 年 7 月には、2023 年上半年期においては 24.9 万件的悪意による出願を打撃したとの報道がされています。

<sup>50</sup> なお、商標法の改正草案に関する解説は[こちら](#)をご参照ください。

#### IV. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
<a href="#">2024年2月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会社法」登録資本登記管理制度の施行に関する国务院の規定（意見募集稿）</li> <li>内地と香港特別行政区法院との民商事案件判決の相互承認と執行に関する最高人民法院の手配</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者集中申告基準について</li> </ul>
<a href="#">2024年1月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社法（2023年改正法）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-1 特許期間調整</li> <li>実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-2 遅延審査制度</li> </ul>
<a href="#">2023年12月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高人民法院による「民法典」契約編通則の適用における若干問題に関する解釈</li> <li>最高人民法院による「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の適用における若干問題に関する解釈（二）</li> <li>最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈（二）（意見募集稿）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2023年11月7日北京市知的財産局主催の国別知的財産セミナーへの登壇について</li> <li>侵害訴訟中に被疑侵害者が権利無効の抗弁を行った事例</li> <li>2023年11月29日浙江省知的財産局主催の知財ハイレベル人材育成セミナーへの登壇について</li> <li>AIが生成した画像の著作物性と著作権侵害が初めて認められた中国の裁判例</li> <li>ネットワークセキュリティインシデント報告管理弁法（意見募集稿）について</li> <li>グレーターベイエリア（内地、香港）個人情報越境流動標準契約実施手引きについて</li> <li>専利法実施細則改正内容の公表</li> </ul>

<p>2023年11月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未成年者インターネット保護条例</li> <li>「ハーグ条約」への加入及び実施開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国深圳市での特許セミナー講師</li> </ul>
<p>2023年10月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>テスラ表示の使用に関する権利侵害訴訟(驰名商标認定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国個人情報の越境移転に関する重要な立法動向(「データの越境流動 規範と促進規定」意見募集稿について)</li> <li>知的財産局が「特許遅延審査のガイドライン」を発表</li> <li>GUIの意匠権に基づくソフトウェア提供者への権利行使が認められた事例</li> </ul>
<p>2023年9月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民事訴訟法の改正に関する決定</li> <li>外国国家免除法</li> <li>企業名称登記管理規定実施弁法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社内資料に基づく先使用の抗弁が認められた事例</li> </ul>
<p>2023年8月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外商投資環境の更なる最適化と外商投資誘致活動の強化に関する意見</li> <li>個人情報保護に関するコンプライアンス監査管理弁法(パブリックコメント)</li> </ul>	
<p>2023年7月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中華人民共和国対外関係法</li> <li>知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定</li> <li>ドローン飛行管理暫定条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知財局による専利権譲渡・ライセンス契約雛形及び契約締結ガイドラインの公表</li> </ul>
<p>2023年6月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブラインドボックス経営行為規範ガイドライン(試行)</li> <li>医薬品、医療機械、保健食品、特定医療用配方食品に関する広告審査管理弁法(意見募集稿)</li> <li>非正常な特許出願行為の認定及び認定後の処理に関するガイドライン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン(第一版)~重要ポイントと実務対応~</li> <li>「商標審査案件の審理中止状況規則」に関する解説</li> </ul>
<p>2023年5月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産事件の取扱いに関する人民検察院の業務指針</li> <li>薬品基準管理弁法(意見募集稿)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高人民法院が2022年10大知財事件を公表~その1~</li> <li>明細書の直接的な記載に基づかない補正が許された事例</li> </ul>

<p>2023年4月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>独禁法関連規定について</li> <li>最高人民法院による〈中華人民共和国民法典〉の権利侵害責任編の適用に関する解釈（一）（意見募集稿）</li> <li>全国の地域別最低賃金の状況（2023年4月1日時点）</li> </ul>	
<p>2023年3月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立法法（2023年改正）</li> <li>個人情報越境移転標準契約の主な内容</li> <li>「職場における女性従業員特殊労働保護制度（参考手引書）」及び「職場におけるセクシャルハラスメント防止の制度（参考手引書）」の発行に関する通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>侵害訴訟中に訂正された請求項の扱い及び公然実施に基づく従来技術の抗弁に関する事例</li> </ul>

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2024年4月2日

## TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

### 東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1  
六本木ヒルズ森タワー23階  
TEL: +81-(0)3-6438-5511  
E-mail: [chinalaw@tmi.gr.jp](mailto:chinalaw@tmi.gr.jp)



### 上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号  
淮海国際広場 2605 室  
TEL: +86-(0)21-5465-2233  
E-mail: [shanghai@tmi.gr.jp](mailto:shanghai@tmi.gr.jp)



### 北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号  
富爾大廈 3204 室  
TEL: +86-(0)10-8595-1435  
E-mail: [beijing@tmi.gr.jp](mailto:beijing@tmi.gr.jp)



## TMI 総合法律事務所拠点一覧



### オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ジャカルタ

### 現地デスク

フィリピン/マレーシア/ブラジル/メキシコ/ケニア